

別紙

令和8年度持続的生産強化対策事業の第2次公募に係る事業審査基準について

審査基準については、持続的生産強化対策事業実施要領別表4の共通の審査基準及び別表4の規定に基づき定める各事業の審査基準のとおりとする。

別表4（審査基準）

要領本体第3の1（3）の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く1及び2の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

1 共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標 の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> 5 3 1 0
効率性 【事業実施 計画の妥当 性】	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	<ul style="list-style-type: none"> 十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> 5 3 1 0
実現性 【事業実施 体制の妥当 性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業実施主体は関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> 5 3 1 0

<p>公益性 【国の支援 の妥当性】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。 	<p>十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。</p>	<p>5 3 1 0</p>
--------------------------------	---	---	----------------------------

2 各事業の審査基準

事業ごとの審査基準、評価項目、配分基準及びポイントについては、事業ごとに別紙に定めるところによるものとする。

なお、第4の関連計画等における優遇措置については、次のとおりとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①	※事業ごとに別紙に定める。	※事業ごとに別紙に定める。	※事業ごとに別紙に定める。
②	※事業ごとに別紙に定める。	※事業ごとに別紙に定める。	※事業ごとに別紙に定める。

(第4に係る優遇措置)

- (1) 輸出事業計画において、関連事業に関する事項等が定められている場合は、1及び2に定めるポイントに加え、1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (2) フラッグシップ輸出産地を事業実施主体に含む場合は1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できる、又は優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (3) 環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画について、みどりの食料システム法に基づき都道府県知事の認定を受けている場合又は別紙に定める期日までに認定を受けることが明らかな場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できる、又は優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (4) 基盤確立事業実施計画について、みどりの食料システム法に基づき主務大臣の認定を受けている場合又は別紙に定める期日までに認定を受けることが明らかな場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (5) 革新実施計画の認定を受けている者又は事業実施年度の末までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業申請者の事業内容が当該革新実施計画の内容に合致している場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できる、又は優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (6) 地域計画の協議の場に協議会の構成員が参画している場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイント加算できるものとする。また、将来像が明確化された地域計画の区域内で取組が行われている場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (7) 安定取引関係確立事業活動計画の認定を受けている者又は別紙に定める期日までに認定を受けることが確実であるものであって、事業申請者の事業内容が当該安定取引関係確立事業活動計画の内容に合致している場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できる、又は優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

2 各事業の審査基準（果樹農業構造転換支援事業のうち果樹農業構造転換支援事業（パイロット実証事業のうち気候変動対応モデル実証））

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①実効性 【事業内容の妥当性】	【事業内容の妥当性】 ・構築する気候変動対応モデルは、地域における課題解決策として、的確かつ具体的で効果が期待できるものとなっているか。 ・地域における課題の分析は、定量的になされているか。 ・中長期的な視点で地域における課題の分析が行われているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
②波及効果 【普及計画の妥当性】	【普及計画の妥当性】 ・構築する気候変動対応モデルは、普及が見込まれるものか。 ・気候変動対応モデルを普及させるための方策が具体的に示されているか。 ・その方策は効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

2 各事業の審査基準（ジャパンフラワー強化プロジェクト推進）

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
重要課題への対応やモデル性等	【重要課題への対応】 ・第2の1の(1)のアの(ア)若しくは(イ)又は第2の2の(1)のアの(ア)若しくは(イ)を実施する取組となっている。		3
	【モデル性等】 ・第2の1の(1)から(3)又は第2の2の(1)から(3)の全てを実施する取組となっている。 ・新たな取組手法や先進的な技術、その他革新的な内容が含まれた取組となっている。		2つ満たす。 1つ満たす。 0
課題解決への意欲等	【課題解決への意欲等】 事業実施計画において活動区域の課題が十分に分析されており、課題に対応した取組内容になっている。 ※「なっている。」場合は、次の審査基準により審査する。	なっている。 なっていない。	1 0
	(初めて当該事業に応募) 初めて当該事業に応募する事業実施主体については、現場への実装又は定着を目指す第2の1の(1)から(3)又は第2の2の(1)から(3)の取組となっている。 (過年度に当該事業を活用※注1) 過年度に当該事業を活用した事業実施主体については、直近3か年に取り組んだ第2の1の(1)から(3)又は第2の2の(1)から(3)の技術及び取組が実装又は定着している。	4つ以上 3つ 2つ 1つ	4 3 2 1

(注) 2 ジャパンフラワー強化プロジェクト推進の審査基準のうち「課題解決への意欲等」において、過年度に当該事業を活用した事業実施主体が、構成員等の大半の関係者の変更を伴わず名称を変更して応募する場合などは、新規の事業実施主体として取り扱わず、継続して当該事業を活用してきた事業実施主体として取り扱う。

2 各事業の審査基準（養蜂等振興強化推進）

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容は、養蜂業の振興や花粉交配用昆虫の安定確保への直接的な効果が期待できるものとなっているか。 ・ 養蜂家や園芸農家のニーズに対応した事業内容となっており、事後評価手法は具体性があるか。 ・ 地域における課題が十分に分析されているか。 ・ 地方公共団体の関係部局が連携した推進体制となっているか。 ・ 協議会の構成員に事業内容に直結した技術指導の経験のある者が含まれているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> 5 4 3 2 1 0
②波及効果	<p>ア 蜂群配置調整適正化支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 蜜源植物の植栽面積が合計3ha以上増加する計画となっているか（又は第3の1の（5）に取り組む場合は、耕種農家との連携により3年間の蜜源植物の延べ植栽面積が合計3ha以上増加する計画となっているか。）。 ・ 飼育箱数を3%以上増加（蜜蜂の生存率が5%以上の向上）又は維持（ただし、農業被害等からの退避が関与する場合等）する計画となっているか。 ・ 長期的な蜜源として利用可能な蜜源樹木を150本以上植栽する計画となっているか。 ・ 蜜源植物の管理面積が10%以上増加する計画となっているか。 ・ 普及啓発のためのパンフレットの作成等を行い消費者等100名以上に情報発信できる計画となっているか。 ・ 協議会を構成する都道府県において、蜂群配置調整の適正化に資する取組（蜜源植栽等）を支援する予算が本公募年度の前年度に成立したか。 ・ 検討会議で検討された事項又は蜂群配置調整に資する実態把握調査等により得られるデータを蜂群配置調整に活用する計画となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 7～6つ満たす。 5～4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> 5 4 3 2 1 0

<p>イ 花粉交配用昆虫の安定確保支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の栽培に花粉交配用蜜蜂を利用している園芸農家のうち、事業に参加している園芸農家の割合が、60%以上であるか。 ・利用技術マニュアルを作成する計画となっているか。 ・園芸農家向け講習会を開催する計画となっているか。 ・蜜蜂の安定調達に資する技術実証を行う計画となっているか。 ・10戸以上の園芸農家が事業に参加する計画となっているか。 	<p>5つ満たす。</p> <p>4つ満たす。</p> <p>3つ満たす。</p> <p>2つ満たす。</p> <p>1つ満たす。</p> <p>1つも認められない。</p>	<p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>0</p>
<p>ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標の指標が、事業実施前と比べ60ポイント以上増加するか。 ・利用技術マニュアルを作成する計画となっているか。 ・園芸農家向け講習会を開催する計画となっているか。 ・利用技術の実証成果を都道府県全域で普及する計画となっているか。 ・10名以上の園芸農家が事業に参加する計画となっているか。 		

2 各事業の審査基準（茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうち地域の生産体制強化・需要創出事業）

評価項目として2つの成果目標を選択するものとし、配分基準に応じて、以下のとおりポイント付けを行うものとする。また、複数作物が対象となる取組にあっては、主要な1つの作物について、評価項目を設定する。

I 対象作物が茶の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（1）	・事業実施年度の事業実施計画における茶栽培面積に対する改植等の実施面積を1%以上増加。	5%以上 4%以上 3%以上 2%以上 1%以上	5 4 3 2 1
成果目標（2）	・有機栽培への転換に必要な資材の導入又は有機栽培への転換に必要となる簡易な園地整備を行う場合にあっては、有機栽培への転換を実施する対象茶園における有機JAS認定等の有機認証取得割合を100%。 ・当該年度における茶の改植等の実施面積に占める上記有機認証取得面積の割合を2%以上増加する場合はポイント追加。	有機JAS認定の取得 10%以上 8%以上 5%以上 2%以上	1 4 3 2 1
成果目標（3）	主要品種指数を直近値の2以上低減。 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の栽培面積を、当該年度の茶栽培面積で除し、100を乗じた数とする。)	34以上 26以上 18以上 10以上 2以上	5 4 3 2 1
成果目標（4）	輸出相手国・地域のMRL基準をクリアする茶園面積又は出荷量の、全事業実施面積又は事業対象地区における総出荷量に占める割合を直近値より5ポイント以上増加。	25ポイント以上 20ポイント以上 15ポイント以上 10ポイント以上 5ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標（5）	第4の1(2)イ(エ)に規定する産地の省力化・低コスト化に資する以下の取組を1つ以上取り組む。 (a) ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置	5つ以上 4つ 3つ 2つ	5 4 3 2

	<p>(b)新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置</p> <p>(c)生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入</p> <p>(d)機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化</p> <p>(e)国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施。</p>	1つ	1
成果目標(6)	総出荷量又は総出荷額に占める輸出量又は輸出額の割合を5ポイント以上増加。	25ポイント以上 20ポイント以上 15ポイント以上 10ポイント以上 5ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標(7)	総出荷量又は総出荷額に占める契約出荷量又は契約出荷額の割合を5ポイント以上増加。	25ポイント以上 20ポイント以上 15ポイント以上 10ポイント以上 5ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標(8)	産物1kg当たり又は10a当たり労働時間を直近値の2%以上低減。	10%以上 8%以上 6%以上 4%以上 2%以上	5 4 3 2 1
成果目標(9)	産物1kg当たり又は10a当たりの肥料費(施肥量)又は農薬費(農薬使用量)を直近値より10%以上削減。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標(10)	農業機械等リース支援により茶加工のエネルギーコスト削減に資する機械を導入する場合に、直近3年の平均値に比べて荒茶1kg当たり燃油等使用量を10%以上削減。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1

成果目標 (11)	<ul style="list-style-type: none"> 導入した凍霜害防止施設等の稼働により、凍霜害等の軽減により直近の凍霜害等による被害単収から10%以上の単収向上を図る。 支援対象者のうち1名以上が収入保険制度に加入している場合は1ポイント追加。 	16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
		収入保険制度への加入	1
成果目標 (12)	凍霜害防止施設等に要する電力コストを直近年における近隣の平均コストから10%以上削減する。	18%以上	5
		16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
成果目標 (13)	事業実施主体が事業を実施する地区（以下「実施地区」という。）において、茶の生産量の合計を5%以上増加。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標 (14)	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標 (15)	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上	5
		4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

（注）達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

II 対象作物が繭・生糸の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	実施地区において、蚕の飼育数量を5%以上増加。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1

成果目標（２）	実施地区において、繭の生産量を５％以上増加。	13％以上	5
		11％以上	4
		9％以上	3
		7％以上	2
		5％以上	1
成果目標（３）	実施地区において、蚕種の生産量を５％以上増加。	13％以上	5
		11％以上	4
		9％以上	3
		7％以上	2
		5％以上	1
成果目標（４）	実施地区において、蚕の飼育に必要な桑の栽培面積を５％以上増加。	11％以上	5
		9％以上	4
		7％以上	3
		6％以上	2
		5％以上	1
成果目標（５）	10a 当たり又は繭 100kg 当たり労働時間を直近値の２％以上低減。	10％以上	5
		8％以上	4
		6％以上	3
		4％以上	2
		2％以上	1
成果目標（６）	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の５％以上向上。	13％以上	5
		11％以上	4
		9％以上	3
		7％以上	2
		5％以上	1
成果目標（７）	マッチングの取組により、生産者と実需者の契約を１つ以上創出。	5 契約以上	5
		4 契約	4
		3 契約	3
		2 契約	2
		1 契約	1
成果目標（８）	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を１人以上確保する。	5 人以上	5
		4 人	4
		3 人	3
		2 人	2
		1 人	1

Ⅲ 対象作物がいぐさの場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（１）	実施地区において、一戸当たりのいぐさの栽培面積を直近３ヶ年の平均値に比べて３％以上増加。	11％以上	5
		9％以上	4

		7%以上	3
		5%以上	2
		3%以上	1
成果目標(2)	1戸当たりの収穫面積(他の農家から収穫作業を受託する面積を含む。)を直近3ヶ年の平均値に比べて10%以上増加。	18%以上	5
		16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
成果目標(3)	実施地区において、1戸当たりの量表の生産量を直近3ヶ年の平均値に比べて3%以上増加。	11%以上	5
		9%以上	4
		7%以上	3
		5%以上	2
		3%以上	1
成果目標(4)	実施地区において、指定銘柄品量表の出荷割合を直近3ヶ年の平均値に比べて3ポイント以上増加。	11ポイント以上	5
		9ポイント以上	4
		7ポイント以上	3
		5ポイント以上	2
		3ポイント以上	1
成果目標(5)	10a 当たりの労働時間を直近値の2%以上削減。	10%以上	5
		8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		2%以上	1
成果目標(6)	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向上。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標(7)	いぐさ原草1kg当たりの燃油等使用量を直近3ヶ年の平均値に比べて10%以上削減。	18%以上	5
		16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
成果目標(8)	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上	5
		4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

(注) 達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

IV 対象作物が薬用作物（漢方薬の原料向け）の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（１）	<ul style="list-style-type: none"> ・実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を５％以上増加。 ・当該年度に農地中間管理機構に農地の斡旋を受け新植促進に取り組む場合は１ポイント追加。 	20％以上	4
		15％以上	3
		10％以上	2
		5％以上	1
		農地中間管理機構との連携	1
成果目標（２）	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を５％以上増加。	25％以上	5
		20％以上	4
		15％以上	3
		10％以上	2
		5％以上	1
成果目標（３）	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の10a当たりの労働時間を２％以上低減。	10％以上	5
		8％以上	4
		6％以上	3
		4％以上	2
		2％以上	1
成果目標（４）	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、１つ以上を種苗として供給。	５つ以上	5
		4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標（５）	１つ以上の薬用作物について、製薬企業等と生産に係る契約を締結。	5契約以上	5
		4契約	4
		3契約	3
		2契約	2
		1契約	1
成果目標（６）	１つ以上の薬用作物について、日本薬局方に定める規格基準を満たす。	５つ以上	5
		4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標（７）	（初めて当該地区で栽培を行う薬用作物、又は、薬用作物の新植の促進に取り組む場合）実施地区において、受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が１人以上増加。	5人以上	5
		4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1
成果目標（８）	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）	13％以上	5

	を直近値の5%以上向上。	11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標(9)	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上	5
		4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

V 対象作物が薬用作物（漢方薬の原料以外向け）の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標(1)	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を50%以上拡大。	90%以上	5
		80%以上	4
		70%以上	3
		60%以上	2
		50%以上	1
成果目標(2)	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を50%以上拡大。	90%以上	5
		80%以上	4
		70%以上	3
		60%以上	2
		50%以上	1
成果目標(3)	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の10a当たりの労働時間を5%以上削減。	25%以上削減	5
		20%以上削減	4
		15%以上削減	3
		10%以上削減	2
		5%以上削減	1
成果目標(4)	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、1つ以上を種苗として供給。	5つ以上	5
		4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標(5)	(初めて当該地区で栽培を行う薬用作物の場合)事業実施後に実施地区において受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が5人以上増加。	13人以上	5
		11人以上	4
		9人以上	3
		7人以上	2
		5人以上	1
成果目標(6)	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向上。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3

		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標（7）	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上	5
		4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

VI 対象作物が他の地域特産作物の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（1）	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の栽培面積を5%以上増加。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標（2）	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の生産量を5%以上増加。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標（3）	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a当たりの労働時間を5%以上削減。	25%以上	5
		20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
成果目標（4）	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a当たりの収量を5%以上増加。	25%以上	5
		20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
成果目標（5）	事業で取り組む地域特産作物について、1社以上の供給先を確保。	5社以上	5
		4社	4
		3社	3
		2社	2
		1社	1
成果目標（6）	（初めて当該地区で栽培を行う地域特産作物の場合） 当該事業の受益農業従事者以外で、当該事業で生産に取り組む地域特産作物の栽培を行う農業従事者が3人以上増加。	7人以上	5
		6人	4
		5人	3
		4人	2
		3人	1

成果目標（7）	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標（8）	（永年性工芸作物の改植等に取り組む場合） 事業実施年度の事業実施計画における永年性工芸作物の栽培面積に対する改植等の実施面積を1%以上増加。	5%以上	5
		4%以上	4
		3%以上	3
		2%以上	2
		1%以上	1
成果目標（9）	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上	5
		4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1
成果目標（10）	（葉たばこ品質向上支援に取り組む場合） 受益地区において、事業で取り組む葉たばこの品質を3ポイント以上向上。 （事業実施計画における日本たばこ産業株式会社へ販売する葉たばこの総量に対するAタイプの割合）	11ポイント以上	5
		9ポイント以上	4
		7ポイント以上	3
		5ポイント以上	2
		3ポイント以上	1
成果目標（11）	（葉たばこ品質向上支援に取り組む場合） 受益地区において、葉たばこの10a当たり販売額を1%以上増加。	5%以上	5
		4%以上	4
		3%以上	3
		2%以上	2
		1%以上	1

（注）達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

VII 需要の創出に係る取組（作物共通）を行う場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（1）	開発した新商品を1つ以上販売開始。	5つ以上	5
		4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標（2）	全出荷額又は全出荷量に占める、新商品の出荷額又は出荷量の割合を1%以上確保。 なお、新規作物について新商品開発を行う場合には、事業実施主体の農業販売額に占める新商品販売額の割合を1%以上確保。	5%以上	5
		4%以上	4
		3%以上	3
		2%以上	2
		1%以上	1
成果目標（3）	新たな販路を1つ以上拡大。	5つ以上	5

	<p>なお、新たな販路の開拓には、取組前年度に販売実績の無い販売先に新たに販売を開始することに加え、既存販路において本事業の取組により新たに開発又は企画した商品の販売を開始することも含むこととする。</p>	<p>4つ</p> <p>3つ</p> <p>2つ</p> <p>1つ</p>	<p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p>
成果目標（4）	<p>契約取引量指数を直近値より7以上増加。</p>	<p>35以上</p> <p>28以上</p> <p>21以上</p> <p>14以上</p> <p>7以上</p>	<p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p>
成果目標（5）	<p>生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上。</p>	<p>13%以上</p> <p>11%以上</p> <p>9%以上</p> <p>7%以上</p> <p>5%以上</p>	<p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p>

2 各事業の審査基準（茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうちさとうきび農業機械等導入支援事業）

現状に対する評価項目の高さに応じてポイントを付与する。

以下の①は評価項目の中から1つ選択することとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
① 実行性	【a 新たにハーベスタを導入する場合】 ・10a 当たりの労働時間を10%以上削減	50%以上	5
		40%以上	4
		30%以上	3
		20%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0
	【b a以外で導入する場合】 ・10a 当たりの労働時間を10%以上削減	30%以上	5
		25%以上	4
		20%以上	3
		15%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0
	・作付面積を1%以上増加	10%以上	5
		8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		1%以上	1
		1%未満	0
	・生産量を5%以上増加	25%以上	5
		20%以上	4
		15%以上	3
10%以上		2	
5%以上		1	
5%未満		0	
・作型別栽培の10a 当たり収量を5%以上増加	25%以上	5	
	20%以上	4	
	15%以上	3	
	10%以上	2	
	5%以上	1	
	5%未満	0	
・土壌診断及び土づくりの実施面積割合を6ポイント以上増加	30ポイント以上	5	
	24ポイント以上	4	

		18ポイント以上	3
		12ポイント以上	2
		6ポイント以上	1
		6ポイント未満	0
② 地域における重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容が地域において重要なものであり、事業実施主体が所在する県が特に重要性が高いと認める地区であるか。 ・受益する農家又は受益農業従事者に65歳未満の者が含まれているか。 ・事業実施地区が「将来像が明確化された地域計画(注)」の区域内であり、かつ、事業実施主体の構成員に「将来像が明確化された地域計画」の目標地図に位置付けられている者がいるか。 ・さとうきび増産計画又はフォローアップに位置づけられた取組となっているか。 ・雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入しているか。また、法人にあつては、厚生年金保険及び健康保険に加入していること。 ・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した農業機械等の目標達成率が50%未満のままとなっているものがないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 5つ以上満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。 	<ul style="list-style-type: none"> 5 4 3 2 1 0

2 各事業の審査基準（茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうちさとうきび産地確立実証事業）

現状に対する評価項目の高さに応じてポイントを付与する。

以下の①は評価項目の中から1つ選択することとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①実行性	・実証地区における10a当たり労働時間の削減	30%以上	5
		25%以上	4
		20%以上	3
		15%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0
	・実証地区における10a当たり収量の増加	25%以上	5
20%以上		4	
15%以上		3	
10%以上		2	
5%以上		1	
5%未満		0	
・作業受託面積又は作付面積の増加	5%以上	5	
	4%以上	4	
	3%以上	3	
	2%以上	2	
	1%以上	1	
	1%未満	0	
・適期適切に行った春作業の面積（又は面積割合）の増加	5%以上	5	
	4%以上	4	
	3%以上	3	
	2%以上	2	
	1%以上	1	
	1%未満	0	
・実証に係る成果・結果の関係者への情報提供の実施	5回	5	
	4回	4	
	3回	3	
	2回	2	
	1回	1	
	1回未満	0	
・実証成果の導入面積（又は面積割合）の増加	5%以上	5	
	4%以上	4	
	3%以上	3	
	2%以上	2	

		1%以上	1
		1%未満	0
	・実証地区における新たに確保する労働力の増加	5人以上	5
		4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1
		0人	0
②地域における重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容が地域において重要なものであり、事業実施主体が所在する県が特に重要性が高いと認める地区であるか。 ・受益する農家又は受益農業従事者に65歳未満の者が含まれているか。 ・事業実施主体の構成員に地域計画のうち目標地図に位置付けられている又は位置づけられることが確実に認められている者がいるか。 ・さとうきび増産計画又はフォローアップに位置づけられた取組となっているか。 ・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した農業機械等の目標達成率が50%未満のままとなっているものがないか。 	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない	5 4 3 2 1 0